

特記仕様書

(適要)

第1条 本仕様書は、令和8年度 片塩橋維持修繕工事 に適用する。
また、本仕様書に明記されない事項は三重県建設工事共通仕様書によるものとする。

(工事範囲)

第2条 本工事範囲は、別紙図面等に示す範囲とする。

(起工測量)

第3条 工事を施工するにあたり、現地測量を実施し、設計内容について確認を行うこと。
なお、現地測量の結果に基づき当初の設計による施工が困難な場合は、監督員と協議を行い、その結果により設計変更協議を行うものとする。

(工事条件)

第4条 仮設工については任意仮設とする。

(その他)

第5条 本工事は週休2日制（4週8休以上）対象工事とする。

第6条 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議し、決定する。